

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 みやこ福祉会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みやこ福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の各号のいずれかに会議等に出席するものの出席に要する費用の支給はこの規程の定めるところによる。

- (1) 法人の開催する理事会及び幹事会。
- (2) 法人の開催する講習会、研修会等。
- (3) その他、理事長が認める事項。

(報酬及び費用弁償)

第2条 報酬及び費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 理事、監事・・・5,000円。
- (2) 講習会、研修会の講師・・・10,000円～30,000円。
- 2 上記の各号に掲げるもののほか、遠距離のため宿泊を必要とする場合には旅費規程による交通費を支給することができる。
- 3 前項に掲げるもののほか、遠距離のため宿泊を必要とする場合には旅費規程による宿泊料を支給することができる。

(代理出席者)

第3条 委任状を持って理事会に代理出席する者についてもこの規程を適用する。

附則

この規程は、認可の日から施行する。

附則（平成19年12月1日一部改正）

この規程は、平成19年12月1日から施行する。